公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター会員の安全就業基準

（目的）

第 1 条　この安全就業基準は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

（会員の遵守義務）

第 2 条　会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

（安全の心得）

第 3 条　会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

(1)　作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
(2)　器具類は、使用する前に必ず点検すること。
(3)　服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
(4)　作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
(5)　加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
(6)　作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
(7)　共同作業では、合図、連絡を正確に行なうこと。
(8)　帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
(9)　健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
(10)　仕事の前日は、十分睡眠を取るように心がけること。

（安全保護具）

第 4 条　会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

（交通災害の防止）

第 5 条　会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイ等にあっては、十分注意し運転しなければならない。

（作業環境の確認）

第 6 条　会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

（器具類の使用）

第 7 条　会員は、器具類を使用する場合は、正しい取り扱い方法により作業すること。

2　会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3　会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

（健康管理）

第 8 条　会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2　会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

（報告）

第 9 条　会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は、体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は、本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

（その他）

第 10 条　会員は、この基準に定める以外に、センターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附　則

この基準は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。